

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年3月27日	
【会社名】	株式会社ミライト・ホールディングス	
【英訳名】	MIRAIT Holdings Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 正俊	
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲五丁目6番36号	
【電話番号】	03(6807)3111(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 桐山 学	
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲五丁目6番36号	
【電話番号】	03(6807)3111(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 桐山 学	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	122,840,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	74,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2019年3月27日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
4. 本自己株式処分は、当社の完全子会社である株式会社ミライト(以下「ミライト」といいます。)を株式交換完全親会社、トーエイ電気通信株式会社(千葉県佐倉市王子台一丁目19番16号 代表取締役社長 齊藤 二郎、以下「トーエイ」といいます。)を株式交換完全子会社とし、当社普通株式を対価とした株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社に取得させることを目的とし、ミライトを割当先として行う自己株式処分です。本株式交換の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照ください。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	74,000株	122,840,000	
一般募集			
計(総発行株式)	74,000株	122,840,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
1,660		100株	2019年5月24日(金)		2019年5月24日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社及び割当予定先との間で株式総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ミライト・ホールディングス 財務部	東京都江東区豊洲五丁目6番36号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京法人営業部	東京都中央区八重洲二丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
122,840,000		122,840,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社であるミライトに取得させることを目的とするものであり、資金調達を目的とするものではありません。なお、上記差引手取概算額122,840,000円については、2019年5月以降業務運営に資するため運転資金に充当する予定であり、実際の支出までは当社銀行預金口座で管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本株式交換について

1. 本株式交換の目的

当社グループの主力分野である情報通信分野においては、固定通信では光回線と多様なサービスを組み合わせ提供する光コラボレーションモデルが普及し、移動体通信では第4世代移動通信システム(4G)の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが拡大していることに加え、今後は第5世代移動通信システム(5G)(注)を活用した新たなサービスの提供が期待されています。また、LAN、サーバ、ネットワーク、Wi-Fi等ICT技術を活用した需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築が加速するなど、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

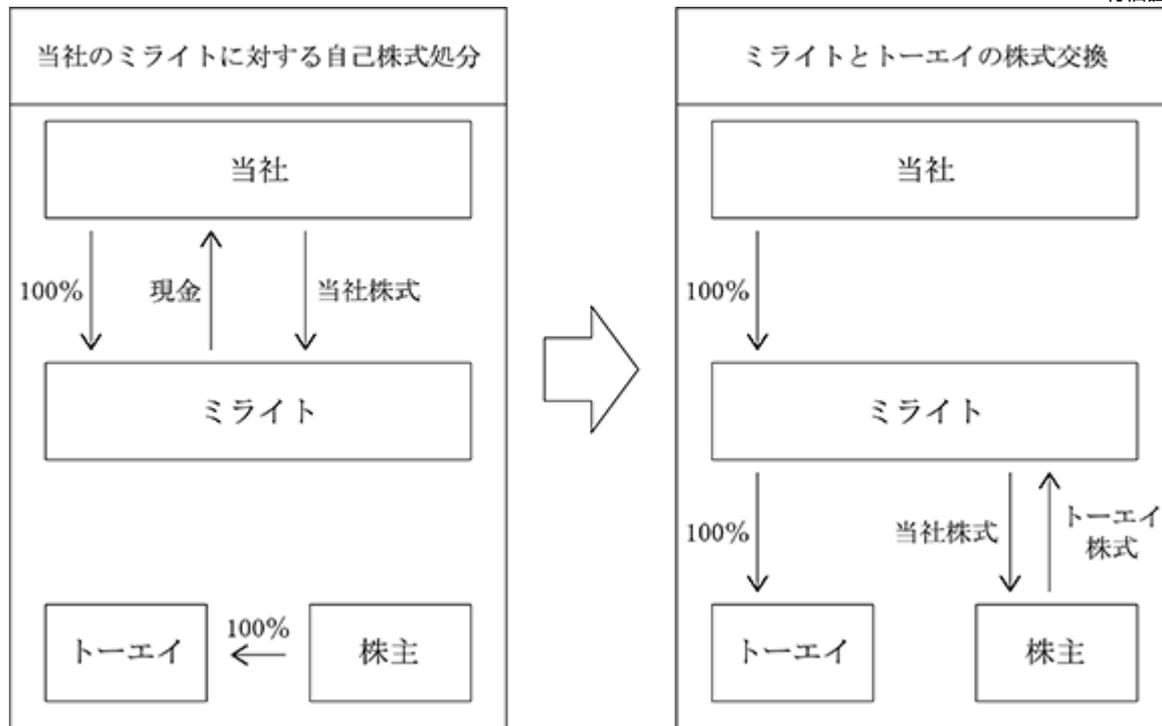
当社グループは、こうした環境下において「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上と持続的な成長を図るため、データセンターの運用・保守などのストックビジネス、環境・エネルギー、グローバルなど多くの成長分野の拡大に努めるとともに、工事能力の向上、顧客基盤の強化、利益重視の事業運営などによる事業基盤の強化を推進しております。

今般、グループの中核企業であるミライトは、首都圏エリアで移動体通信設備の設計及び施工を主な事業としているトーエイを完全子会社化することにより、今後予想される首都圏エリアのモバイル関連工事の拡大に向けて、トーエイが長年培ってきた確かな技術力・施工能力を確保できると共に、ミライト及びミライトグループ各社との間で人材の相互交流や育成等を通じ、更なる施工体制の強化とリソースの有効活用による業務の効率化を図ることでグループとしての収益力、競争力の向上に繋がるものと判断するに至り、2019年6月1日を効力発生日とする本株式交換により、トーエイをミライトの完全子会社とすることといたしました。

本株式交換の実施にあたり、上記の目的を実現するとともに、()現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、トーエイの株主に本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、()当社グループとして、当社及びミライト間の100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、ミライトの株式ではなく、上場会社である当社の普通株式を割り当てることとするため、当社は本株式交換に先立ってミライトに対し自己株式を割り当ていたします。本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社であるミライトに取得させることを目的とするものであります。

なお、当該取引によるミライトの当社の普通株式の取得は、会社法第800条に基づく子会社による親会社株式の取得であります。

(注) 5Gは、増大する移動通信のトラフィック量に対応するため、規格化が進められている次世代の移動通信システム。超高速、多数同時接続、超低遅延などの特長を持つ。



2. 本株式交換の日程

2019年3月27日	本株式交換契約締結の取締役会決議(当社、ミライト、トーエイ)
2019年3月27日	本株式交換契約締結日(ミライト、トーエイ)
2019年4月26日(予定)	株式交換承認時株主総会(トーエイ)
2019年6月1日(予定)	本株式交換の実施予定日(効力発生日)

(注) 1. ミライトは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

2. 本株式交換の実施予定日(効力発生日)は、両社の合意により変更されることがあります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容

	ミライト (株式交換完全親会社)	トーエイ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	370
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：74,000株	

(注) 1. 株式の割当比率

トーエイ株式1株に対して、当社の普通株式370株を割当て交付いたします。なお、上記に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ、変更される事があります。

2. 本株式交換により交付する当社株式の数

当社普通株式：74,000株

ミライトは、本株式交換によりトーエイの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるトーエイの株主に対し、その保有するトーエイ株式に換えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付いたします。従いまして、ミライトは、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

3. 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなるトーエイの株主においては、所有株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することとなりますが、単元未満株式については取引所市場において売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主においては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・ 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主が、当社に対し、所有されている単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

- ・ 単元未満株式の買増請求(1単元(100株)への買増)
会社法第194条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主が、当社に対し、単元株式に不足する株式数の市場価格による買増しを請求し、ご所有の単元未満株式と合わせて1単元(100株)にすることができる制度です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社ミライト
本店の所在地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
代表者の役職および氏名	代表取締役社長 中山 俊樹
資本金	5,610百万円
事業の内容	情報通信エンジニアリング事業等
主たる出資者およびその出資比率	当社 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は、ミライトの普通株式41,112,324株(発行済株式総数の100%)を所有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		当社の取締役2名が、ミライトの取締役を兼任しております。
資金関係		当社は、ミライトよりキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による資金の預入れを受けています。
技術又は取引関係		当社は、ミライトからミライトグループ経営管理料を受け取っています。

(注) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2019年3月27日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

本株式交換は、前記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、ミライト及びトーエイが両社のリソースを有効活用することにより最大限のシナジーを発揮し、収益力、競争力の強化を図ることを目的としておりますが、その目的を実現するとともに、()現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、トーエイの株主に本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、()当社グループとして、当社及びミライト間の100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、ミライトの株式ではなく、ミライトの完全親会社である当社の普通株式を割り当てることとしました。したがって、当社は、ミライトを本自己株式処分の割当予定先として選定しました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 74,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるミライトは、割り当てられた当社の株式すべてを本株式交換の対価として使用する予定です。また、当社はミライトが割り当てを受けた日から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、ミライトから確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるミライトの払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、ミライトの連結貸借対照表(2018年3月31日現在)により確認しております。なお、ミライトは、連結貸借対照表を含む連結計算書類について、有限責任あずさ監査法人の会社法監査を受けております。

ミライトの連結貸借対照表(2018年3月31日現在)における現金及び預金は3,213百万円になります。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるミライトは、株式会社東京証券取引所の上場会社である当社の完全子会社であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(2018年12月17日付)「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載しているとおり、「ミライトグループ企業倫理憲章」において、企業の存立基盤である地域社会との積極的なコミュニケーションを図り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、「金を出さない」「関係を持たない」「恐れない」を基本原則として規定し、毅然とした態度で対応することを掲げ、ミライトを含む当社グループ内での周知徹底を図る等、必要な対応を行っております。以上から、当社としては、ミライト及びその役員は反社会的勢力又はその関係者と一切関係が無い旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分決定日の前日までの直近6ヶ月間(2018年9月27日から2019年3月26日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である1,660円(円未満切捨て)といたしました。

本自己株式処分決定日の前日までの直近6ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を処分価額としたのは、当社は、2018年10月1日に株式会社TTKと、同じく2019年1月1日に株式会社ソルコム並びに四国通建株式会社との経営統合に伴う株式交換を実施しており、この結果、発行済株式数が22,943,463株増加いたしました。そのため、特定の一時点を基準とするより、各社との経営統合を反映した6ヶ月間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を確保することができると判断したためであります。

また、当該株価は東京証券取引所における本自己株式処分決定の前日(2019年3月26日)の終値1,601円との乖離率が+3.69%(小数点以下第3位を四捨五入)、直近1ヶ月間の終値の平均値である1,641円(円未満切捨て)との乖離率が+1.16%(小数点以下第3位を四捨五入)、直近3ヶ月間の終値の平均値である1,608円(円未満切捨て)との乖離率が+3.23%(小数点以下第3位を四捨五入)となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により処分される普通株式数は合計74,000株であり、2018年9月30日時点の当社発行済普通株式総数85,381,866株に対する希薄化率は0.09%(小数点第3位を四捨五入、総議決権数794,946個に対する割合0.09%)と小規模であることから、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本株式交換により当社の連結経営体制が一層強化され、経営資源の最適かつ効率的な活用を通じ、当社の企業価値向上に資するものと考えられることから、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、2018年10月1日にミライトに対し実施した株式会社ホープネットの株式交換のための第三者割当による自己株式の処分(普通株式数49,200株)と合わせた2018年9月30日時点の当社発行済普通株式総数85,381,866株に対する希薄化率は0.14%(小数点第3位を四捨五入、総議決権数794,946個に対する割合0.15%)となります。

なお、2018年10月1日付で実施した株式会社TTKとの株式交換、並びに2019年1月1日付で実施した株式会社ソルコム及び四国通建株式会社との株式交換により、当社の発行済株式数は108,325,329株(2019年2月28日現在)となっております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合
住友電気工業株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	16,236,015	20.42%	14,556,015	18.29%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8番11号	7,083,300	8.91%	7,083,300	8.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	4,294,900	5.40%	4,294,900	5.40%
住友電設株式会社	大阪市西区阿波座2丁目1番4号	2,488,640	3.13%	2,488,640	3.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	中央区晴海1丁目8番11号	2,329,500	2.93%	2,329,500	2.93%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (中央区日本橋3丁目11番1号)	1,640,500	2.06%	1,640,500	2.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	中央区晴海1丁目8番11号	1,291,400	1.62%	1,291,400	1.62%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (千代田区丸の内2丁目7番1号)	1,243,500	1.56%	1,243,500	1.56%
株式会社みずほ銀行	千代田区大手町1丁目5番5号	1,229,947	1.55%	1,229,947	1.55%
ミライト・ホールディングス従業員持株会	江東区豊洲5丁目6番36号	1,149,580	1.45%	1,149,580	1.44%
計		38,987,282	49.04%	37,307,282	46.89%

- (注) 1. 2018年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2018年9月30日現在の総議決権数794,946個に本自己株式処分により増加する議決権数740個を加えた数で除した数値であります。
4. 2018年11月1日に大株主である住友電気工業株式会社より、保有する当社株式の一部を譲渡した旨の連絡を受けており、同社の割当後の所有株式数並びに総議決権数に対する所有議決権数の割合は、譲渡した1,680,000株(議決権数16,800個)を除いた数値で記載しております。
5. 2018年10月1日付で実施した株式会社TTKとの株式交換、並びに2019年1月1日付で実施した株式会社ソルコム及び四国通建株式会社との株式交換により、当社の発行済株式数は22,943,463株増加し108,325,329株(2019年2月28日現在)となっておりますが、株式交換後の総議決権数を算出することが困難であるため、割当後の総議決権数には株式交換により増加した議決権数を含めておりません。
6. 上記のほか当社所有の自己株式が1,632,785株(2019年2月28日現在)あります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】**第1 【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
2018年6月27日関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

第9期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
2018年8月7日関東財務局長に提出。

3 【四半期報告書又は半期報告書】

第9期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
2018年11月7日関東財務局長に提出。

4 【四半期報告書又は半期報告書】

第9期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
2019年2月8日関東財務局長に提出。

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出。

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号並びに第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年8月1日に関東財務局長に提出。

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年8月1日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ミライト・ホールディングス 本社
(東京都江東区豊洲五丁目 6 番36号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。